

# 第 1 1 回群馬県世界遺産専門委員会 議事概要

- ・日 時：令和 4 年 9 月 9 日（金） 1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 5 0
- ・場 所：群馬県庁 2 8 1 - A 会議室
- ・出席者：【委員等】委員 7 名
  - 【助言者】文化庁主任文化財調査官 1 名、市町の保存整備や活用に係る委員会委員長 3 名（富岡市・伊勢崎市・下仁田町）
  - 【事務局】群馬県 1 0 名、富岡市 8 名、伊勢崎市 4 名、藤岡市 1 名、下仁田町 1 名

## 1 開会

2 あいさつ 群馬県地域創生部長、苅谷委員長

## 3 報告事項

- (1) 4 資産の保存管理・修理の現状について
  - ・各資産の保存管理・修理の全体計画及び現状について、4 市町から報告
- (2) 世界遺産センターの事業概要報告について
  - ・群馬県立世界遺産センターの事業概要について、世界遺産センターから報告

## 4 協議事項

- (1) 令和 3 年度モニタリング調査結果について
  - ・各資産の建物、史跡の状況、各種保存整備・普及発信事業について協議  
→資産の OUV に大きな影響を与える事なく、適切に管理運営されている。
  - 【委員等からの主な質疑・意見】
    - ・富岡製糸場の経年劣化が増えてきて、劣化を食い止めることを考える必要がある。
    - ・田島弥平旧宅の排水計画は土木部門ともよく協議の上、検討すること。
- (2) 遺産影響評価について
  - ・遺産影響評価マニュアル Ver 2 について協議
  - 【委員等からの主な質疑・意見】
    - ・眺望以外の要素に起因する影響についても記載があってもよい。
    - ・各種の法令の適用基準以下の場合、担当課が事業内容を把握することは困難。
    - ・把握できても各種の法令で求める書類と世界遺産関連で求める書類の内容が異なると事業者にとって負担が大きいので、すり合わせを行うべき。
    - ・太陽光発電施設については、条例を持っていない市町は対応できない。同様に緩衝地帯外も条例の対象外となっていれば手を出せないこととなる。
    - ・影響が軽微と判断された場合でも経過観察で判断が変わる場合も考慮に入れ、マニュアルに記載した方がよい。
    - ・視点場設定の根拠については、ユネスコに説明できるよう準備しておく必要がある。

(3) 世界遺産に係る今後の活用の取組について

- ・現状の課題を説明し、今後の活用の取組について協議

【委員等からの主な質疑・意見】

- ・観光には常に最新の流行を追う都市型（消費型）の観光と地域の魅力や特色を売りにする地域型の観光の2種類がある。世界遺産は後者ではないか。
- ・その上で、「誰を」呼びたいかというターゲット設定は重要。世界遺産を理解し、エンパシーを持ってくれる人を呼び込む必要がある。
- ・2030年頃には外国人の旅行消費額が日本人の旅行消費額を上回る可能性があり、今後は、外国人対応を考えた上で来訪者戦略を考えた方がよい。
- ・4資産の周遊についても、知名度の高い富岡製糸場をきっかけとして、そこから他の資産につなげていく方向でよいと思う。また、再来よりも新規を増やすことを考えるべき。
- ・また満足度をあげて、口コミや来訪者自身のSNS等による情報発信を促すことも必要。最近では、自治体の運営するHPやSNSよりも個人のSNSが訪問動機となることも多い。そのために個人が発信したくなる（発信しやすい）テーマも準備する。
- ・レガシー形成事業などの取組は、「富岡製糸場と絹産業遺産群」の認知度を上げる、興味を持ってもらうよいきっかけになる。

5 その他

6 閉会

(以上)